

参考資料3

移動支援施策一覧

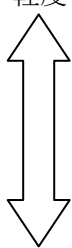
(介)は介護保険法に基づく事業、(障)は障害者総合支援法に基づく事業、(市単)は市単独事業、(他)は市の関係しない事業

No.	事業名	法令による規定	対象者	事業概要	H25実績・市負担額見込
1	(介)介護保険の訪問介護(通院等乗降介助)	有	介護保険の要介護認定が要介護1～要介護5の人	○要介護者が通院等のため、訪問介護事業所の訪問介護員等が運転する車両への乗車又は降車の介助等を受けることができる。 ○通常の利用料の1割を自己負担(1回につき約100円(片道))	利用件数 48,249件・ 1,105,097千円
2	(介)介護保険の通所介護	有	介護保険の要介護認定が要支援1～要介護5の人	○要介護者が施設に通い、入浴・排泄・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を受けることができる。 ○①1回あたりの要介護1～要介護5の人の自己負担(目安): 690円～1,188円 ②1回あたりの要支援1～要支援2の人の自己負担(目安):525円	利用件数 48,150件・ 1,696,748千円
3	(介)住宅改修費給付事業	有	介護保険の要介護認定が要支援1～要介護5の人	○要介護者が現に居住する住宅において、手すりを取り付けたり、床を滑りにくい材料に変更するといった小規模な改修費用に対する給付を受けることができる。 ○申請により、20万円の利用限度額の範囲内で、費用の9割(18万円まで)を給付	利用件数 1,441件・ 86,728千円
4	(市単)福祉用具・住宅改修支援事業	有	介護サービスを利用していない、要介護者のうち、住宅改修費給付事業等を利用する人	○ケアマネジャー等が、住宅改修費給付事業の利用に際し必要となる理由書を作成した場合の費用(H25:2,100円)の助成を受けることができる。	助成件数 297件・ 254千円
5	(市単)高齢者等住宅改造支援事業	無	介護保険の要介護認定が要支援1～要介護5の人	○高齢者等がその居住する住宅で安心して自立した生活を送るために必要かつ緊急性のある住宅の改造(段差解消、浴槽交換等)をする場合に、その費用の全部又は一部の助成を受けることができる。 ○申請により、市のケースワーカー等が訪問し、改造計画を決定。改造計画に基づき工事を着工・完了。市のケースワーカー等が完了確認を行い助成 ○限度額80万円、生計中心者の所得内容に応じて費用負担・所得制限あり	助成件数 132件・ 22,693千円
6	(介)介護保険の福祉用具貸与	有	介護保険の要介護認定が要支援1～要介護5の人	○要介護者の日常生活の自立を助けたり、機能訓練に用いるための福祉用具(車いす・ベッド等)の貸与を受けることができる。 ○一部の種目の福祉用具については、原則として、要支援1・2、要介護1の人に貸与不可 ○費用の1割を自己負担(用具の種類や事業者の貸出料により異なる。)	利用件数 46,405件・ 324,595千円
7	(市単)在宅寝たきり高齢者外出支援事業	無	介護保険の要介護認定が要介護1以上の在宅寝たきり高齢者等で、一般の公共交通機関を利用することが困難な人	○要介護者の経済的負担の軽減を図るため、医療機関への通院の際に利用するタクシー券の交付を受けることができる。 ○1か月あたり4枚、1枚500円のタクシー利用券を、申請月の翌月から年度末までの月数を乗じた枚数を交付	交付者数 909人・ 9,007千円

No.	事業名	法令による規定	対象者	事業概要	H25実績・市負担額見込
8	(市単)敬老優待乗車証事業	無	1日1日現在市内在住で3月31日現在70歳以上の人	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の社会参加を促進し、社会的交流を通じて生きがいの向上に役立てるため、70歳以上の市民がバス優待乗車証とタクシー券の交付を受けることができる。 ○①市内路線バス：乗車1回につき110円を自己負担 ②コミュニティバス：乗車1回につき50円を自己負担 ③タクシー券：2,100円分 ○障害者優待乗車券の交付を受けている場合は、交付を受けることはできない。 	交付者数 43,196人・ 164,671千円
9	(市単)障害者優待乗車券交付事業	無	市内在住の障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の社会参加の促進を図るため、障害者手帳所持者がバス優待乗車券とタクシー券の交付を受けることができる。 ○手帳の内容に応じていずれか1つの優待乗車券を交付(本人負担なし) ①介護付バス共通優待乗車証：第1種身体障害者手帳、第1種知的障害者手帳、精神障害1級(介護者1名も本人負担なく同乗可) ②福祉タクシー利用券：身体障害者1・2級、第1種知的障害者、精神障害者1級 ③単独バス共通特別乗車証：第2種身体障害者、第2種知的障害者、精神障害2・3級 	交付者数 13,492人・ 122,343千円
10	(他)公共交通機関の障害者割引制度	無	身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者	<ul style="list-style-type: none"> ○JR・私鉄運賃 ①第1種身体障害者・第1種知的障害者が介護者と利用する場合は本人及び介護者1名が5割引(単独利用の場合は本人のみ5割引) ②第2種身体障害者・第2種知的障害者が片道100kmを超える区間を利用する場合は、本人のみ普通乗車券が5割引 ○バス運賃 ①第1種身体障害者・第1種知的障害者が介護者と利用する場合は本人及び介護者1名が5割引(単独利用の場合は本人のみ5割引) ②第2種身体障害者・第2種知的障害者が利用する場合は、本人のみ5割引 ○タクシー運賃 身体障害者手帳・療育手帳所持者がタクシーを利用する場合は運賃が1割引 	市負担額 なし
11	(障)補装具費支給事業	有	身体障害者や難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者や難病患者等が車いす等の補装具の購入費用の助成を受けることができる。 ○①生活保護・市民税非課税世帯は無料 ②課税世帯については、市民税所得割額によって定められた負担上限月額か、費用の1割相当額のいずれか低い方の額を自己負担 	支給件数 594件・ 12,686千円
12	(障)同行援護事業	有	屋外で移動が困難な視覚障害者等	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等の外出時に、介護者が同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排泄、食事等の介護等を受けることができる。 ○①生活保護・市民税非課税世帯は無料 ②課税世帯については、市民税所得割額によって定められた負担上限月額か、費用の1割相当額のいずれか低い方の額を自己負担 	利用件数 1,090件・ 7,019千円

No.	事業名	法令による規定	対象者	事業概要	H25実績・市負担額見込
13	(障)行動援護事業	有	障害程度区分が区分3以上であって、行動上著しく困難を有する障害者等	○障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護や排泄、食事等の介護等を受けることができる。 ○①生活保護・市民税非課税世帯は無料 ②課税世帯については、市民税所得割額によって定められた負担上限月額か、費用の1割相当額のいずれか低い方の額を自己負担	利用実績なし 0千円
14	(市単)コミュニティ交通運行事業	無	市民等	○公共交通が不便なJR西明石以西の地域において、移動制約者の移動手段の確保を目的に、コミュニティバス(たこバス)の運行助成を行う。 ○路線数:15路線(西明石以西) ○運賃は1人1乗車あたり100円(小人は50円)	年間利用者数 約102万人 175,157千円

要介護度ごとの認定者数と認定の目安(平成26年3月31日現在)

要介護度	認定者数	要介護度の目安	
要支援1	2,792人		<p>軽度</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活は自立しているが、歩行、立ち上がりなどが不安定で何らかの支援が必要。 日常生活は概ね自立しているが、部分的な介助が必要。「要支援2」・「要介護1」は、介護の手間は同じだが、状態の不安定さや認知機能の低下の程度により判定する。 日常生活(歩行、排せつ、入浴、衣服の着脱など)の一部に介助が必要。 日常生活全般について全面的な介助が必要。 <p>重度</p>
要支援2	2,278人		
要介護1	2,217人		
要介護2	1,815人		
要介護3	1,431人		
要介護4	1,386人		
要介護5	1,243人		

障害者種別等級ごとの認定者数(平成26年3月31日現在)

身体障害者		知的障害者		精神障害者	
第1種	5,913人	第1種	848人	1級	279人
うち1・2級	4,739人				
第2種	6,113人	第2種	1,342人	2・3級	1,728人